

農ある暮らし等を紹介するイメージ動画及びガイドブック 作成業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が行う、「農ある暮らし」
*実践者の確保・支援に向けた、県内の農ある暮らし実践者や周辺情報を紹介するイメージ動画やガイドブックの作成の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

※「農ある暮らし」：週末農業や家庭菜園など、生活の一部に「農」を取り入れたライフスタイルとして委託者が定義。

1 目的

本業務は、長野県ホームページや移住フェア等において、農業に関わる暮らし方の魅力を発信することで「農」への関心を高め、県内への移住者増加や広く農業生産に関わる人材を確保するため、農ある暮らしを通じて充実した生活を送る農ある暮らし実践者や農ある暮らしの実施に向けた周辺情報等を紹介するイメージ動画及びガイドブックを作成することを目的とする。

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和2年2月28日（金）までとする。

4 業務等の報告

- (1) 実施計画報告等

受託者は、実施日程表及び事業計画について、契約の日から20日以内に委託者へ提出するものとする。

なお、実施日程の記載については、例えば中旬等、概ねの時期でも可とする。

- (2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

なお、中間成果品の提出を求めることがある。

- (3) 完了報告

受託者は、成果品を令和2年2月28日（金）までに委託者へ提出しなければならない。

5 完了検査

- (1) 受託者は、成果品について、本業務の総括責任者立会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

6 委託業務の内容

(1) 「農ある暮らし」のイメージ動画の作成

ア 内容

- ・移住希望者や県民のロールモデルとなる県内の農ある暮らし実践者（家庭菜園、半農半X、農業法人でのパートタイム雇用等で農業に関わる暮らし方を行っている方等5名程度）を素材とし、充実した生活を送るための一つの要素としての「農業」に興味を持たせ、ゆくゆくは県内での農ある暮らしに繋げるための動画を作成する。
- ・具体的には、農ある暮らしを検討し始める端緒としての「導入編」（6分程度×1本）と、より具体的な事例を紹介しイメージを誘起する「農ある暮らしスタイル別編」（3分程度×5本程度）とする。

イ 利用想定場面

- ・移住フェアや就農相談会等での放映。
- ・県施設のテレビやイベント会場でタブレット等を用いた放映。
- ・長野県ホームページや無料動画投稿サイトへアップロード。
- ・その他にも効果的な活用方法があれば提案すること。

ウ 仕様

- ・上記利用想定場面で再生可能なものとする。

エ その他

- ・農業を知らない者にも理解しやすい内容とすること。
- ・農ある暮らし実践者の選定に際しては、あらかじめ委託者と協議を行うこと。
- ・完成版のほか、委託期間中に実施する移住・就農相談会等用に、中間成果品として「導入編」1本と「農ある暮らしスタイル別編」1本を、令和元年10月31日（木）までに提出すること。
- ・完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を設けること。（2回程度）

(2) 「農ある暮らし」やその周辺情報を紹介するガイドブックの作成

ア 内容

- ・今まで農業に関わったことのない者や（1）の動画を視聴した者を対象に、農ある暮らしの実施に向けた実践者の状況や周辺情報を分かりやすく紹介するガイドブックを作成する。

イ 利用想定場面

- ・移住フェアや就農相談会等での資料。
- ・長野県県外事務所、市町村移住相談窓口及び信州暮らしサポートデスク（ふるさと回帰支援センター内）など移住関連窓口での配布。
- ・スマートフォン等での動画視聴に引き続き閲覧できるよう、インターネットにアップロード。

ウ 仕様

- ・紙媒体で10,000部。
(カラー、両面印刷とし、手に取りやすいものとする。 (例) B5版見開き24ページで写真を多用する等)
- ・インターネット上での閲覧用データ。
(紙媒体をベースに、スマートフォン等でも見やすくなるよう加工したもの)

エ その他

- ・令和元年12月27日（金）までに納品すること。
- ・完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を設けること。（2回程度）

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

業務	成果品
(1) イメージ動画	・視聴用に DVD-R に保存したもの 100 部 ・インターネットへのアップロード用データが保存された電子記録媒体 (DVD-R、USB メモリ等) 1 部
(2) ガイドブック	・紙媒体 10,000 部 ・紙媒体及びインターネット閲覧用データが保存された電子記録媒体 (DVD-R、USB メモリ等) 1 部 ・取材時に得られた写真等の素材が保存された電子記録媒体 (DVD-R、USB メモリ等) 1 部

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (5) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。
- (6) 本業務における成果物の所有権や著作権は、すべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。